平成２９年（フ）第１１４１号
札幌市東区北41条東12丁目２番20―406号
債務者　上原　明美
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１７４号
札幌市清田区平岡３条１丁目17番３号　第２村西マンション５号
債務者　山内さおり
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２２８号
札幌市東区北36条東７丁目２番23―701号
債務者　中道　広志
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２２９号
札幌市東区北36条東７丁目２番23―701号
債務者　中道　令子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２５６号
北海道江別市大麻中町23番地の12　レオパレスナカマチ103号室
債務者　伊藤めぐみ（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２６１号
北海道北広島市美沢３丁目１番地６　藤ハイツ第８―105号
債務者　太田真由美
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２６８号
札幌市北区麻生町２丁目２番15号　スカイパーク麻生Ｖ105号
債務者　村田　博美（旧姓國場）
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２７４号
札幌市厚別区厚別中央１条１丁目１番70―406号
債務者　木村　石光
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２８０号
北海道恵庭市恵南６番地77
債務者　豊島八千代
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３０４号
札幌市西区八軒３条東３丁目２番４―303号
債務者　金田　稔
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３１０号
札幌市豊平区中の島２条５丁目２番３―103号
債務者　成田貴誉恵
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３１６号
札幌市清田区真栄４条４丁目13番30号　ピンクパレス美しが丘203号
債務者　浜田　昭子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３２０号
札幌市豊平区平岸８条13丁目１番22―208号
債務者　髙力　仁史
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３２５号
札幌市白石区東札幌２条２丁目１番11―103号
債務者　北山　寛
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３２９号
札幌市中央区南12条西13丁目２番２号　フォーレスト12―101号
債務者　玉山　大介
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３３６号
札幌市西区西野７条５丁目２番10号　ウッドリームハイツ２号
債務者　深谷　勝彦
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３４５号
札幌市中央区宮の森３条５丁目１番１号　ＬＵＳＴＲＥ宮の森105号
債務者　平山　恵理（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部